

令和5年度教育委員会定例会会議録

【日時】 令和5年6月6日（火）
【開会】 14時00分
【閉会】 15時22分
【場所】 教育文化会館 第6・7会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満	教育長職務代理者 田中 雅文
委員 石井 孝	委員 野村 浩子
委員 芳川 玲子	委員 森川 多供子

【出席職員】

教育次長 池之上 健一	
総務部長 柴山 巖	
教育政策室長 岩上 淳	
教育環境整備推進室長 吉永 太	
職員部長 北川 友明	
学校教育部長 小澤 毅夫	
健康給食推進室長 日笠 健二	
生涯学習部長 大島 直樹	
総合教育センター所長 鈴木 克彦	
庶務課長 鷹觜 将行	
庶務課担当課長 伊藤 卓巳	
教育政策室担当課長 豎月 基	
教職員人事課担当課長 松本 真爾	中原図書館長 小島 久和
教職員人事課課長補佐 須藤 良	中原図書館課長補佐 浅野 泰幸
学校教育部担当部長 星野 泰夫	中原図書館課長補佐 飯草 英彦
支援教育課長 末木 琢郎	庶務課担当係長 桐生 真由美
支援教育課指導主事 鈴木 陽子	庶務課職員 和地 祥太
生涯学習推進課担当課長 米井 克子	生涯学習推進課担当課長 柿森 篤実
生涯学習推進課担当係長 紺野 敦	庶務課課長補佐・経理係長 澤登 崇史
生涯学習推進課職員 小林 美帆	教職員人事課長 細見 勝典

調査・委員会担当係長 高木 直子
書記 長谷川 俊太

【署名人】

委員 芳川 玲子	委員 野村 浩子
----------	----------

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から15時50分までといたします。

3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

3月の臨時会及び4月の定例会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

4 傍聴（傍聴者 1名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、異議なしとして傍聴を許可いたします。

5 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No. 2から報告事項No. 6までは、議会の報告及び議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、報告事項No. 7は、人事管理に係る内容であり、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることによりよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、報告事項No. 2から報告事項No. 6につきましては、議会への提案後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

6 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

芳川委員と野村委員をお願いいたします。

7 報告事項 I

報告事項No. 1 令和5年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の応募状況について

【小田嶋教育長】

まず、報告事項Iに入ります。

「報告事項No. 1 令和5年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の応募状況について」の説明を、教職員人事課担当課長、お願いいたします。

【松本教職員人事課担当課長】

ファイルナンバー01、【報告事項No. 1】のファイルを御覧ください。

「令和5年度実施 川崎市立学校 教員採用候補者選考試験」の応募状況について報告させていただきます。

表左側の今年度の「受験区分」は、小学校、中学校／高等学校、高等学校工業、特別支援学校、養護教諭としております。

受験区分別の応募人数と応募倍率ですが、小学校区分は533名で、2.4倍。中学校／高等学校区分の小計は504名で、4.5倍。高等学校（工業）区分は9名で、1.2倍。特別支援

学校区分は83名で、4.2倍。養護教諭区分は87名で、11.6倍となりました。

令和6年度採用予定者の応募総数は1,216名で、全国的に教員志願者数が減る中、昨年度より14名の増加となり、多くの方にお申込みいただいたと考えております。また、応募倍率につきましては、募集人数を増加したこともあり、前年度と比べて0.2ポイント減の3.3倍となっております。

また、令和7年度採用予定の「大学3年次在籍者推薦」につきましては、応募数が39名で、応募倍率は1.3倍となりました。

今後、大学や他の自治体の受験状況や採用状況等について、情報収集と分析を行い、来年度の教員採用試験の募集に関する広報活動等の改善を引き続き図ってまいります。

本資料の下段にございます今年度【試験日程】ですが、7月9日、日曜日に第1次試験を実施いたします。市内2会場に愛知会場と宮城会場を加えた合計4会場で実施いたします。

第2次に試験につきましては、8月8日、火曜日に実技試験、8月10日から9月15日に面接試験を行い、最終合格発表を10月13日、金曜日に予定しております。

試験実施に当たりましては、例年どおりの内容で実施いたします。さらに、関係部署等と連携しながら、よりよい人材を採用してまいります。

報告は以上となります。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

はい、田中委員。

【田中教育長職務代理者】

どうも御説明ありがとうございました。質問が二つあります。それらのほか、最後に意見が一つあります。

質問の一つ目は、小学校のところなのですけれども、令和3年から4年にかけては、倍率は低下しましたがけれども、募集人員というか、応募人数自体は増えていたのだと思うんですね、たしか。ただ、今回、4年度から5年度にかけては、応募人数自体が減っているということで、かなりこれは今後真剣に考えなければいけないのだなということを痛感しています。

その上での質問ですけれども、まず、どこで切るかによりますけど、いわゆる新卒者に該当するような方々、1浪、2浪まではそこに入るでしょうか。切り方はお任せしますが、新卒者に該当するような方々と中途採用のような方々に分けたとき、22歳というか、新卒該当年齢自体がこの何年かは減っていますよね、分母が。ですから、その新卒者、大学の新卒者の減少率とこの川崎における新卒者の応募者数の減少率を比べてどう違うのか。

要するに、新卒者の減少状況よりは減っていないということであれば、まずまず川崎は頑張っているかなという評価もできると思うんですが、新卒者の減少を上回って減っているとしたら、真剣に考えたほうがいいかなという気がしました。それが一つです。だから、もしそういうデータが今あるのであれば教えていただければありがたいし、なければ、またどこかで、後日で結構ですので、教えていただきたいと思えます。

質問の二つ目は、それとも連動しますけど、中途採用に該当するような方々の実数がこの何年かの間、どうい変化をたどってきているのかというのも、もし今お分かりの範囲であれば教え

ていただきたいですし、今なければまた後日で構いません。

質問は、以上の2点です。

意見のほうは、3年次の採用について、事務局としての評価はどうか分かりませんが、私の印象だと、これは初年度なので、それにしても1.3倍と、もう一つ数が多くなかったのではないかなという気がするんですね。

そうなってくると、来年度、再来年度に向けて、今回3年次で応募した方々とその出身の大学の関係者に対して、3年次で推薦して入れていただくことにしてよかったなと思えるような扱い方をぜひ工夫していただきたいと思います。この人たちはとても大事だと思いますので、これから3年次採用を増やしていくということが大事なポイントになるかもしれないので、それに向けて、この方々が今後納得できるような、とても満足できるような扱い方で新しい仕事、職場に入っていけるということを色々と工夫しながらやっていただけるとありがたいなと思います。以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。最初の質問は、新卒者の全体の減少率というのは今すぐにはないと思うのですが、恐らくこの533人の中で、新卒の受験者の数というのは今分かりますかね。では、それでお答えする形が今の状況かなと思いますが。

【松本教職員人事課担当課長】

細かい、何人までが新卒というところでの数値が今は出せませんが、現時点で、一般で受験の申込みをしているという人数につきましては、小学校に関しましては、270名程度ですね。会場が川崎と愛知と宮城に分かれますので。中学校に関しましては、230から40名程度、高校については、今年度は1、特別支援学校につきましては21、養護教諭につきましても50名程度ということになっております。失礼しました。高校につきましては3名です。

【小田嶋教育長】

その数が今年の数だと思うんですけど、例えば、昨年と比較してとか、新卒者全体の割合でというのは今すぐには多分出ないかなと思っておりますけど。

【松本教職員人事課担当課長】

先ほど田中委員が申された中途採用、その実数も含めまして、きちんとしたデータは戻って調べないと、今ここでは御提示することができません。申し訳ございません。

【小田嶋教育長】

では、また改めて提出させていただくということで、あと一つ御意見をいただきました。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

はい、石井委員。

【石井委員】

全体として微増ですが、応募者が増えたということが非常に喜ばしいことだと思いますし、事務局の方も大変努力されていると感じております。

これが次の段階として、実際にまず受験をしていただかないといけないということで、そこに向けて何か確実に受験をしてもらうというふうなことに対する取組的なものというのは考えておられるのか、やっておられるのか、もし分かれば教えてください。

【松本教職員人事課担当課長】

ありがとうございます。これまでも応募していただくために、この間ずっとやっておりますホームページ、またはツイッターでのアピールということでもしてまいりましたが、応募が締め切った時点で終わりということではなく、引き続き毎日のように、学校の様子であるとか、あと試験に関する情報というか、そういったところも出せる範囲で発信をして、受験者以外の方の目にも止まりますが、引き続き7月9日の1次試験に向けて発信していくつもりでおります。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。ほかにはいかがでしょう。

芳川委員。

【芳川委員】

御報告ありがとうございます。私が見て、注目したのは、養護教諭ですね。令和4年度に比べたら、結構人数的に増えていたりして、11というのうれしいなみたいな、そんな感じがあるんですけども、この増加というのは、内訳を見ていきますと、何かの傾向があったりとか、もしかして私たちが気づいていない理由があったりとか、その背景とかは、何かもし気づきがありましたら教えていただきたいんですけども。

【松本教職員人事課担当課長】

養護教諭につきましては、先ほど申し上げましたように、一般の受験に関しましては50名ほど、それから、正規教員をしていて、他都市でやっていて、もしくは川崎でしていた経験があるという、そういう特別支援学校の枠、そちらについても9名、それから臨任、非常勤を経験している方での応募が14名、前回のときにも御質問、御意見をいただきました社会人枠につきましても、今回13名ということで、社会経験をされている方々からも採用試験の受験を申し込まれている方がいると把握しております。

【芳川委員】

すみません、ありがとうございます。そうすると、私は昨年度のデータの詳しいものを存じないんですけども、昨年度の違いで、例えば、新しく応募された新卒の方が増えたのかとか、それとも、社会人枠がここで好走しているのかとか、そこ辺りはいかがでしょうか。

【松本教職員人事課担当課長】

昨年度、令和4年度と比較いたしますと、昨年度、いわゆる社会人枠が36名、今年度も偶然36名ということで、そうしますと、単純に1次試験、一般試験で受けてくる学生の方が多いと

考えております。なお、養護教諭につきましては、大学推薦の枠がございませんので、いわゆる新卒の学生の方は一般で受けてもらえると思います。

あわせて、補足ですけれども、今年度は、多数の会場で説明会を行いました。現役の養護教諭の先生にも来ていただきまして、そこで現場の様子をお話ししていただいたり、終わった後、座談会形式で養護教諭を希望する方々が現役の先生へ、具体的に質問をしたり、そういう会話をしている中で、川崎の学校の様子を伝えていったという経緯もございます。

【芳川委員】

ありがとうございました。本当に努力されて、とてもいい感じが伝わってきました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 1は終了といたします。

8 議事事項

議案第5号 令和6年度川崎市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の入学者選抜要綱について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項に入ります。

「議案第5号 令和6年度川崎市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の入学者選抜要綱について」を支援教育課長、お願いいたします。

【末木支援教育課長】

それでは「議案第5号 令和6年度川崎市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の入学者選抜要綱」について御説明いたします。

この「入学者選抜要綱」は、市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の志願資格、募集地域、募集人数等について定めたものでございますが、はじめに、概要を御説明いたしますので、ファイルナンバー「02-2__【議案第5号】資料1」のファイルをお開きいただければと思います。

資料では、上段には、議案に関連する市立特別支援学校を赤色で、関連して、川崎市域の県立特別支援学校を青色で地図上にお示ししてございます。

また、下段には、市立聾学校を赤色で、その他の公立聾学校を地図上にお示ししてございます。特別支援学校については、設置者の違いにより、志願者に混乱が生じないように、神奈川県教育委員会と本市において、入学者選抜の基本的な考え方や選抜日程等を共有しながら、連携して、志願者を受け入れることとしているところでございます。

お手数ですが、次に、ファイルナンバー「02-3__【議案第5号】資料2」のファイルをお開きください。ここでは、入学者選抜における基本的な考え方と入学者選抜要綱の概要について御説明させていただきます。

はじめに、「基本的な考え方」についてでございます。

基本的な考え方は、資料に記載のとおり三つございまして、はじめに、「障害のある幼児及び生徒の学びの場を用意する。」こと、次に、「志願資格を確認し、該当する幼児及び生徒を全て受け入れる」こと、最後に「障害のある幼児及び生徒が自宅に近い特別支援学校に受け入れられるようにする」ことでございます。

次に、本市における入学者選抜要綱の概要について御説明させていただきます。なお、資料では、入学者選抜要綱の主な項目を抜粋して表にまとめてございますので、表を御覧いただければと思います。

初めに、「1 志願資格について」でございます。

知的障害教育部門では、田島支援学校高等部、中央支援学校高等部と中央支援学校高等部分教室において、志願資格が異なっております。これは、中央支援学校高等部分教室につきましては、社会人として、企業就労を含め、自立した生活を送っていくための社会性・自己管理能力・豊かな心を育てることを目標に、地域や時代のニーズに合った教育を実施していることから、田島支援学校高等部や中央支援学校高等部の志願資格と異なっているところでございます。田島支援学校高等部における肢体不自由教育部門、訪問教育部門、聾学校における聴覚障害教育部門につきましては、資料のとおりでございます。

次に、2 募集地域についてでございます。

本市では、田島支援学校高等部や中央支援学校高等部の知的障害教育部門につきましては、一つの学校に志願者が集中しないように、指定地域と調整地域を定め、受入れを行っているところでございます。その他の教育部門は資料のとおりでございます。

次に、募集人員についてでございます。

募集人員につきましては、受け入れる特別支援学校と志願者の状況を勘案して、教育長が別に定めることとしているところでございます。

次に、志願相談についてでございます。

特別支援学校では、志願資格等を確認するために志願相談を実施しております。この志願相談は、入学者選抜の重要な手続きの一つでございまして、志願者には志願を予定している特別支援学校で必ず受けていただくこととしているところでございます。

次に、選抜方法についてでございます。

田島支援学校高等部と中央支援学校高等部の知的障害教育部門につきましては、志願者が募集人員を上回った場合、抽選を実施して合格者を決定することとしております。

後期選抜の概要につきましては、資料のとおりでございます。

次に「02-4__【議案第5号】資料3」のファイルをお開きください。

入学者選抜の流れについて御説明いたします。

初めに、資料の左側の田島支援学校高等部、中央支援学校高等部、中央支援学校高等部分教室の知的障害教育部門の欄を御覧ください。

志願についてでございますが、知的障害教育部門は、一次募集では、前期選抜と後期選抜の2段階とし、一次募集の後期選抜においても、入学先が決まらなかったものについては、県立特別支援学校が実施する二次募集に志願することを可能としております。田島支援学校高等部の肢体不自由教育部門や訪問教育部門、聾学校の聴覚障害教育部門につきましては、一次募集のみを実施し、選抜結果により合格者を決定いたします。

次に、入学者選抜の流れについてでございます。

知的障害教育部門の前期選抜の欄を御覧ください。

毎年、6月頃に、特別支援学校での学習内容や学校生活、今年度の入学者選抜等について御説明をする学校説明会を各特別支援学校ごとに開催いたします。

7月上旬でございますが、川崎市のホームページ上で、令和6年度川崎市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の入学者選抜要綱を公表いたしますので、各中学校におきまして、本人と保護者に対して特別支援学校への志願の意思を確認いたします。

次に、9月に入りまして、各特別支援学校で志願相談を実施いたします。

志願相談を済ませた志願者は、11月頃から志願先で入学願書を受領し、募集期間内に入学願書を提出、志願調整期間等を経て、選抜検査を受検し、合格者の決定という流れとなります。

次に、「後期選抜」の欄を御覧ください。後期選抜につきましては、前期選抜の合格者決定後、募集人員に空きのある学校のみが実施をいたします。実施する学校につきましては、本市のホームページ上で実施校を公表いたします。なお、後期選抜は前期選抜を受検して、入学先が決まらなかった者に志願資格がございますので、前期選抜と同様、後期選抜を実施する特別支援学校で志願相談を済ませたのち、入学願書を受領し、募集期間内に入学願書を提出、志願調整期間等を経て、選抜検査を受検し、合格者の決定という流れとなるところでございます。

そのほか、二次募集、肢体不自由教育部門・訪問教育部門及び聴覚障害教育部門については、資料のとおりでございます。

最後に、ファイルナンバー「02-1__【議案第5号】」のファイルをお開きください。こちらのファイルはこれまでご説明させていただきましたが、「令和6年度川崎市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の入学者選抜要綱」についての本日の議案書でございます。

資料の1ページからは、知的障害教育部門、1次募集の前期選抜のうち、田島支援学校高等部と中央支援学校高等部の要綱を、資料4ページからは、中央支援学校高等部分教室の要綱について記載しているところでございます。

次に、資料6ページからは、知的障害教育部門、一次募集の後期選抜のうち、田島支援学校高等部と中央支援学校高等部の要綱を、資料8ページからは中央支援学校高等部分教室の要綱について記載してございます。

次に、資料10ページからは、肢体不自由教育部門、訪問教育部門のうち、田島支援学校高等部の肢体不自由教育部門の要綱を、12ページからは、同校の訪問教育部門の要綱について記載してございます。

次に、14ページからでございますが、聴覚障害教育部門のうち聾学校の幼稚部の要綱を、16ページからは聾学校高等部の要綱を記載してございますので、御確認いただければと存じます。

なお、資料の18ページには、抽選の実施について御参考までにまとめさせていただいておりますので、併せて御確認いただければと存じます。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

非常に学校ごとに色々な違いがあつて、複雑で分かりにくいかと思うんですが、御質問があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

野村委員、どうぞ。

【野村委員】

御説明ありがとうございました。全ての学校に共通するのかな、志願相談というのがどういった内容を御相談しているのかということをお伺いしたいのが一つと、それから、志願変更の部分で、志願調整期間内に募集人数より志願者が少ない学校に限り、志願変更をすることができるというのがあるんですけれども、志願を変更するに当たって、背景にどういったケースがあって、志願を変更するのか、例を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

【鈴木支援教育課指導主事】

御質問ありがとうございます。まず、志願相談についてなんですけれども、こちらは志願を予定する特別支援学校で受けていただくものでございまして、保護者・本人がその特別支援学校に行きまして、志願資格、こちら要綱の1の志願資格、こちらに該当するかどうかの確認を特別支援学校側がするものでございます。

続きまして、志願変更につきましては、こちらは様々なケースによって事情がおりかと思うのですけれども、まず最初に、第1志望という形で志願を出すのですけれども、募集人数というものをそれぞれ志願の状況を踏まえた上で、各特別支援学校が募集人数を決定してまいります。その人数を見たところで、募集人数に志願をする方が少なければ、そこで志願変更ができるということで、指定地域と調整地域というものがあるのですけれども、基本的には、指定地域で受検を考えていただくものなんですけれども、その志願変更時に空きがある特別支援学校があれば、調整地域のものでも受検することが可能となってございますので、それぞれの御本人、保護者のお考えのもと、この期間中に志願を変更される方もいらっしゃると思います。私たちは認識しているところでございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。今、志願者が少ない場合と言いましたか。

【鈴木支援教育課指導主事】

募集人数に対して、志願者が少ない。

【小田嶋教育長】

少ないときに。

【鈴木支援教育課指導主事】

空きがありますので、そこに志願変更という形で。

【小田嶋教育長】

志願変更する人は、志願者のほうが多かったりした場合とか、要するに、応募者の空きがあるところに志願変更ができるということですね。

【鈴木支援教育課指導主事】

募集人数を定めたところで、要は募集人数を上回る学校も出てくる場合がございます。そうしますと、抽せんといった形で、また別に要綱に定めているんですけども、そういったものの実施になりますので、それを実施の可能性がある、上回った場合には、そちらの方々が事前にこの調整期間に志願を変更されると、そういったこともございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがですか。

はい、森川委員。

【森川委員】

説明をありがとうございました。すみません、本筋からずれてしまうかもしれないんですけど、少し教えていただきたいんですけど、この選抜方法は抽せんじゃなくて、志願変更などをして、なるべく受かりやすいところに調整をしていくのだと思うんですけども、最終的にどこにも受からなかったという人数はありますか。どのくらいの人数か分かりますか。

【末木支援教育課長】

御質問ありがとうございます。資料2のほうの基本的な考え方にお示しをしておりますとおり、一応、志願資格があり、希望する生徒については、全て受け入れるという形で、こちらは全体的、神奈川県全域で考えてございますので、1次募集の前期、後期、そして2次募集、そういった段階的な受検の中で、全ての生徒を受け入れるという形になってございます。希望したものは全て受け入れている状況でございます。

【森川委員】

ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第5号は、議案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第5号は原案のとおり可決いたします。

議案第6号 川崎市図書館規則の一部を改正する規則の制定について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第6号 川崎市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、庶務課担当課長、生涯学習推進課担当課長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、議案第6号につきまして、御説明申し上げます。

初めに、今回の規則改正の概要につきまして、生涯学習推進課担当課長から御説明申し上げます。

【米井生涯学習推進課担当課長】

それでは、議案第6号「川崎市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、概要を御説明申し上げます。ファイルナンバー03-2__【議案第6号】資料を御覧ください。

初めに、「1 概要」でございますが、市立図書館では、利用者の利便性向上のため、令和5年10月1日から予定している次期図書館システムの稼働に伴い、蔵書検索機能の改善等、新たな機能の導入等を行うことを検討してきたところでございます。

検討の結果、新たなサービスとして非接触型ICカード技術方式Felica対応の交通系ICカードや、かわさき市立図書館アプリをインストールした個人のスマートフォンを、貸出カードとして利用することができるようにするため、このたび、川崎市立図書館規則の一部を改正するものでございます。

「2 図書館規則改正に関わる事項について」でございますが、これまで、プラスチックの貸出カードで図書資料の貸出・返却を行っていましたが、次期図書館システムでは、Felica対応の交通系ICカードや「かわさき市立図書館アプリ」で表示できるバーコードを貸出カードとして利用できるようなところでございます。

このような機能を追加することに伴い、プラスチックの貸出カードが図書館サービス利用の前提となっていた川崎市立図書館規則第8条及び第9条を改正するものでございます。

規則改正の概要の説明につきましては、以上でございます。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、引き続き、議案の詳細について御説明いたします。

ファイルナンバー「03-1__議案第6号」の3ページを御覧ください。

制定理由でございますが、「川崎市立図書館において、ICカード及び携帯電話端末等を貸出カードとして利用することができることとするため、この規則を制定するもの」でございます。

続いて、4ページを御覧ください。

改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

5ページにまたがる第8条の改正でございますが、貸出カードの交付を受けた個人は、特定のICカードの情報を川崎市図書館システムに入力することができる旨の規定、及び、特定の携帯電話端末等に貸出カードの情報を記録することができる旨の規定を追加するものでございます。

第9条の改正でございますが、第8条第5項及び第6項の手続を経たICカードや携帯電話端末等を、貸出カードとして利用できる旨の規定を追加するものでございます。

なお、附則において、この規則の施行期日を令和5年10月1日とする旨を定めることとしております。

議案第6号の説明につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

はい、野村委員。

【野村委員】

御説明ありがとうございます。非常に便利になるということでうれしく思います。

お尋ねしたいのですけれども、川崎市には自動車で回る移動文庫、自動車文庫がありますよね。そちらでも交通系ICカードとか、アプリでの貸出しが可能になるのでしょうか。

【小島中原図書館長】

ありがとうございます。図書館では、自動車文庫はBMと呼んでおりますけど、自動車文庫を運行しております。今、21ポイント運行しておりますけれども、そちらでも今回新しく入れます、10月1日からのシステムでは、プラスチックのカードだけではなく、図書館アプリを導入した携帯端末であったり、それから、Felica機能のカードでもBMでも使えるようになります。以上でございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょう。よろしいですか。

それでは、議案第6号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第6号は原案のとおり可決いたします。

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定しましたとおり、これからは、非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退室くださるようお願いいたします。

(傍聴人退室) <以下、非公開>

9 報告事項Ⅱ

報告事項№. 2 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

【小田嶋教育長】

続いて、報告事項Ⅱに入ります。

「報告事項№. 2 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、報告事項№. 2「地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」につきまして御説明申し上げます。ファイルナンバー「04_報告事項№. 2」を御覧ください。

こちらにつきましては、「市長の専決事項の指定について第2項による専決処分」について御報告するものでございます。

1番を御覧ください。専決処分年月日は「令和5年4月11日」、損害賠償の額は「19万5,442円」でございます。

事件の概要でございますが、「令和4年11月8日、中原区中丸子1187番地45先路上で、本市職員運転の自転車が、右折しようとした際、右後方から走行してきた被害者所有の自転車と接触し、被害者を負傷させ、及び当該自転車等を破損させたもの」でございます。

この事件につきましては、本市に国家賠償法に基づく損害賠償責任があることを認めたものでございます。

なお、この案件につきましては、令和5年第3回市議会定例会に報告をいたします。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等ございますか。

よろしいでしょうか。はい。

【田中教育長職務代理者】

念のため確認です。ありがとうございます。

この11月8日は通常の勤務時間内に、この職員の方が仕事をしている、そういう状況の中で起こった事故と考えてよろしいですね。

【伊藤庶務課担当課長】

勤務時間内の事故と聞いております。

【田中教育長職務代理者】

分かりました。

【伊藤庶務課担当課長】

不登校の児童の面談の帰りということで、午後5時ぐらいということですので、なので勤務時間中ということになります。

【田中教育長職務代理者】

はい、分かりました。

【小田嶋教育長】

ほかには、よろしいでしょうか。

はい、石井委員。

【石井委員】

これ、自転車の保険は入っていたんですか。

【伊藤庶務課担当課長】

本市の賠償金に関する保険に入っておりますので、お支払いする額に関しましては、保険がききますので充当される予定でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはよろしいでしょうか。

はい、それでは報告事項No. 2は終了といたします。

報告事項No. 3 市立図書館のシステム更新に伴うサービスの停止及び休館について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 3 市立図書館のシステム更新に伴うサービスの停止及び休館について」の説明を、中原図書館長、お願いいたします。

【小島中原図書館長】

よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項No. 3「市立図書館のシステム更新に伴うサービスの停止及び休館について」御説明いたします。

ファイルナンバー05_【報告事項No. 3】のファイルをお開きいただき、1ページを御覧ください。

初めに、図書館システムについて御説明させていただきますので、「1 図書館システムについて」を御覧ください。

市立図書館で運用する図書館システムは、図書館資料の貸出・返却、資料の検索、利用者管理など図書館の業務全般に対応したシステムでございます。

現行の図書館システムは、平成20年度に導入し、パソコン・携帯電話による蔵書検索機能や

予約機能、メールによる各種通知機能などを実装し、図書館サービスを提供してきました。

しかし、ICTの技術革新が進む中、最新のICT環境に合わせたサービスを提供するため、令和5年9月中に図書館システムの更新を行います。利用者の利便性向上に資するシステムを構築し、サービスの一層の充実を図ってまいります。

次に、「2 サービスの停止及び休館について」でございますが、システムの更新に当たっては、現行システムの情報の引継ぎに係るデータ移行作業及び新たな図書館システムの導入に係る機器の更新、新システムの運用準備が必要となります。

「主な作業等と対応」といたしましては、新システムへのデータ移行に伴う、現行システムの停止及び機器の更新に係る工事期間、新システムへの運用準備期間が必要となります。

以上のことから、令和5年9月4日、月曜日から30日、土曜日までの間、サービスの停止及び休館をさせていただきます。

次に、「3 システム更新期間中の図書館サービスについて」でございますが、システム更新期間中については、図書館全館を部分開館とし、休館日を除いて一部サービスの提供を引き続き行います。

「提供を停止するサービス」でございますが、図書館資料の貸出、図書館検索機等での蔵書検索及び予約、利用者の新規登録や登録情報の変更、図書館からの各種お知らせメールの配信、図書館ホームページの閲覧が停止いたします。

次に「提供可能なサービス」でございますが、各図書館によって提供可能なサービスが異なりますが、新聞・雑誌の閲覧、図書館資料の閲覧、閲覧席の利用、おはなし会の実施、リユース本の提供をいたします。また、試行実施中の「かわさき電子図書館」は通常どおり運営いたします。

次に、「サービス停止及び休館中の機会を捉えた取組」でございますが、書架整理や、一部の図書館では市民館等と連携した市制100周年イベントなどを実施してまいります。

2ページを御覧ください。

「4 システム更新スケジュール」についてでございますが、令和5年9月3日、日曜日までは通常開館となります。9月4日、月曜日から24日、日曜日までの間、施設点検日などのほか、機器更新工事のため地区館で3日、分館で2日、中原図書館で4日休館いたします。休館日以外につきましては、一部サービスの提供を行う部分開館といたします。

その後、9月25日、月曜日から30日、土曜日までは、新システム試験運用等により全館で休館いたします。

10月1日、日曜日から、新システムの運用を開始し、通常開館となります。

3ページを御覧ください。

「5 各図書館で提供できるサービスについて」でございますが、部分開館中に各図書館で提供できるサービス及び場所を一覧にしたものでございます。

図書館資料の閲覧や閲覧席の利用については、機器の搬入・保管等により、範囲を限定して一部の図書館で実施いたします。

次に4ページを御覧ください。

「6 新システムにおける新たな機能について」御説明いたします。

「1 蔵書検索機能の向上」でございますが、現行システムでは、かんたん検索において、タイトルか、著者名での検索に限られているため、検索機能が限定的となっております。新システムでは、キーワードでの検索や複数項目の設定による検索が可能になるなど検索機能が向上いた

します。

次に「2 ホームページ機能の向上」でございますが、各図書館の開館状況と、在館者数の状況の確認ができるようになります。

また、アクセシビリティへの配慮としてホームページの音声読み上げができるようになるほか、文字サイズ変更、色の反転、ルビ表示なども可能になります。

次に「3 自動車文庫のオンライン化」でございますが、現行システムでは、自動車文庫で貸出・返却をした際、図書館に帰館後、システム上の処理をしており、データの反映に時間を要していました。新システムでは、貸出ポイントで、貸出・返却のデータを即時に反映できるようになるほか、その場で蔵書検索・予約、利用者の新規登録・変更登録ができるようになります。

次に「4 読書記録機能の提供」でございますが、図書館サービスとして読書シール発行機を導入することで、読書記録手帳を作成でき、利用者の読書意欲の向上等につなげてまいります。

次に「5 ICカードの活用」でございますが、新システムでは「Suica」や「PASMO」等の交通系ICカードを利用登録することで、自動貸出機、予約照会機などで貸出カードとして利用可能となります。

5ページを御覧ください。次に「6 モバイル端末の活用」でございますが、スマホアプリを導入し、貸出カードの表示や蔵書検索が可能になります。アプリでは予約確保連絡や返却期限などのプッシュ通知を行います。また、読書記録機能により、借りた本を記録することができるようにいたします。

次に「7 その他の新たなサービスについて」でございますが、携帯型翻訳機の導入により日本語が不得手な市民とのコミュニケーションを支援します。ボタンを押して話しかけるだけで、翻訳結果を音声やテキストで表示でき、カメラ機能で文字を撮影することでも翻訳が可能になります。世界70言語に対応しております。

「市立図書館のシステム更新に伴うサービスの停止及び休館について」の説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

森川委員。

【森川委員】

御説明ありがとうございました。新システムが入ってくるのはとても便利でいいと思うんですが、この件に関して休館日、結構長く取られますよね。ホームページなどをチェックして図書館に行かれる世代の方はいいんですけども、図書館が好きで、遠くてもバスなどを乗り継いでいく高齢者などが一定数いると思うんですよ。地域の情報もそうなんですけども、ネットなどから情報を取れる世代と、そういうのが全く入ってこない世代といるので、図書館が好きで行かれる高齢者の方向への告知というのは、どのような形で行われるんでしょうか。

【小島中原図書館長】

ありがとうございます。

今回、7月1日から広報を開始します。2カ月前の7月1日から広報を開始いたします。館内

の掲示のほか、チラシ等も置かせていただきますので、御指摘のようにホームページ等はお使いになれない方もいらっしゃいますので、貸出時などにもそのチラシをお渡ししたり、それから館内ではカレンダーを、各館でカレンダーを作っておりますので、携帯型のカレンダーなんですけど、そういうものをお配りをして、この日が休みなんだというようなことが分かるようにしていきたいと思いますので、高齢者の方、それからお子さんなどに向けてもお休みが、部分開館になりますけれども、一部サービスができない期間があるということを周知の徹底を図っていきたいと考えております。

【森川委員】

ありがとうございます。

ちょっとだけ、ごめんなさい、これは私の案なんですけども、地域の掲示板や地域の回覧板など各自治会長等に呼びかけて地域振興課のほうからそういうお手紙が1枚くるのも、かなりの回覧板が、高齢者の方たちは結構見ていらっしゃるんで、掲示板ですね。なので、そういったことも御一考願いたいなと思います。よろしくお願いします。

【小島中原図書館長】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

よろしく申し上げます。これ、市政だよりには出さないんですか。

【小島中原図書館長】

市政だよりのほうにも、7月1日号で出します。

ただ、これだけ細かくは出ませんので、それぞれの館で、それぞれのお休みは出していくという形なので、このシステム更新のスケジュールについては7月1日号の図書館だよりで広報いたします。

【森川委員】

分かりました。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。

石井委員。

【石井委員】

最後に翻訳機能でのサービスということが説明をいただきましたけども、これ、具体的にはどういうやり取りで、どのようにサービスを提供するんでしょうか、その内容ですとか。

【小島中原図書館長】

これは、携帯翻訳機ということで、市販の携帯翻訳機を各カウンターのほうに設置するという

ことになります。

今まではどうしても、それぞれ職員の技能といいますか、その能力によって十分に日本語が不得手な方に対して対応がし切れていないところもあったかとは思われますけれども、今回、その携帯型の翻訳機を各カウンターに置くことで、そういう方がいらした場合にやり取りができるようにして、図書館利用に資していきたいと思っております。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょう。

芳川委員。

【芳川委員】

御報告ありがとうございます。図書館はものすごく、私にとって大事な場所ですので、色々考えたんですが、年間計画で既に時期などを計画されているんですけども、どうして9月なのか、その、いわゆる決まった経緯を教えてくださいとありがたいです。

【小島中原図書館長】

ありがとうございます。これにつきましては、機器の契約の関係がございまして、5年ごとに機器の更新をしております。その契約が9月いっぱい、10月1日から機器の取替えということになっております。

今回、平成30年に入れて5年になりますこの機器を、取替えに当たっても、このシステムの取替えと機器の取替えを一緒にするというので、9月末まで、10月1日からの更新というようになっております。

【芳川委員】

ありがとうございます。そういうわけですので、そのままいいと思うんですけども、気になったのは、9月は、まだ実は利用者は多いのではないかなと。例えばうちの大学生たちが、ほとんどまだ、大学は始まっていないので、しかも新しい学期ですから、検索などがすごく必要なときなんですよ。

図書館を借りたり、利用したりとかということがとても多い時期なんです。また、暑さで考えると、多分、9月はまだまだ世の中も残暑というふうについて、高齢者たちも非常に、大幅に利用したりとかする時期なので、そのように考えると、どの時期が実は一番適しているのかなと、年中、皆さんが利用されたりとかすると思うんですけども、何か、もしそういう機器のことがなければ、可能であればきっと一番、月の利用者数が一番少ないところというところを合わせていくと、もしかして、もっと利用者たちにとって、何か、便利だったのかなと思いました。

以上です。

【小田嶋教育長】

ほかには。

野村委員。

【野村委員】

御説明ありがとうございました。森川委員のその広報の件ですとか、芳川委員のおっしゃった、9月に利用されたい方がいらっしゃるのではないかというところと関連するのですけれども、既にお考えだったらすみません、閉館している館は、ほかに近隣で開いている館の案内を、この図ごと出すというか、今日利用したいけれども、ここは閉まっている、でも近隣のこの館だったら開いているよということが分かるようなものが、そのドアについているとかというふうになるとありがたいかなと。

この25日から30日にかけては、もう全て休館ですので、致し方ないと思うのですが、それまでの間は、せめてほかの館の案内があるといいかなと思います。よろしくお願いします。

【小田嶋教育長】

可能な限り、そういった対応はしていただければと思います。

ほかにはいかがでしょう。

田中委員。

【田中教育長職務代理者】

どうもありがとうございました。

二つあるのですけれども、一つは、この何ページだったでしょうか。後ろのほうですね、後ろから2番目のページですか、新しい機能ですね、読書記録機能の提供とか、この辺りになると、本当にもう勉強して、色々蓄えていく人にとっては、本当に励みになると思うんですね。

大学図書館も学生がこうやって記録をつくりながらやっていけるシステムがあったりしますけれども、そう考えると、キャンパス都市川崎を支える、図書館の機能が向上してきたなというような印象を持っています。そういう意味では、とてもうれしく思いました。

そこで質問ですけれども、川崎市全体をキャンパス都市と考えていくと、図書館がある一方で、大学の授業に相当するものとして、各市民館の講座であるとか、学習授業とか、それから一般行政のほうでも随分色々講座のほうを開いていますよね。

それから、NPO法人で、川崎市民アカデミーがかなり質の高い学習機会を提供しています。

そういうものがオンライン化されてネットワークみたいな、ワンストップサービスといいますか、そうなるの良いなと思います。今日のテーマと外れますけど、市民の学習関心に応じて、図書館はこのようにシステム化してきていますが、一方で多様な講座類もすべてがデータベース化されてオンラインでつながり、市民のニーズに応じて、ワンストップサービスのような形で、今、検索できるのかどうか。

今日、分からなければ後日教えていただけるとありがたいです。それが一つです。

もう一つは、実は、芳川委員と同じ関心を持っていて、9月が本当にいいのかどうかというのを、気になっていたんですけれども、参考までに年間の月別の利用者数、もしそれが分かれば、参考までに教えていただけるとありがたいと思います。今、分からなければ、また後日で結構です。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【小島中原図書館長】

ありがとうございます。

まず、ワンストップでの検索ということですが、図書館ではないのですけれども、生涯学習財団のほうで、生涯学習情報というのをまとめて、提供をされていらっしゃると思いますので、そこを見ていただくと川崎市の、それぞれ市民館であったり、財団で行っているものなんかをまとめて出しております。

また、中原図書館では、市民情報コーナーに市民アカデミーを特集するチラシ架などを置いてございますので、その市民情報コーナーなどを御利用いただいたりすることでも、御覧いただくということは可能になるかとは思っております。

また、そういうことについて、財団さんとの連携なども、今もやっておりますが、これからも続けてまいりたいと思っております。

それから、各月の利用の状況ではございますけれども、細かくは申し上げられないのですけれども、やはり夏休みは多くなります。それから多い、少ないというのは、どの年代によってというのが違いますので、単純に多い、少ないというのはいえないとは思いますが、全体的に下がるのは、3月頃は下がる傾向にはございます。

また、4月からだんだん上がってきて、8月が大体ピークで、9月は少し下がって、それはやはり学生さんなどは定期の試験などがあつたりする時期に上がってきたり、または受験シーズンに上がってきたりというのがありますけれども、一般の利用の方がそれほど時期に応じて多い、少ないという、やはりそれよりは天候とかのほうで、雨や、暑いからあまり来ないよということはあるのですけれども、時期ということについては、コンスタントに2週間で本を借りていただいておりますので、今回2週間後にまた来る、2週間後にまた来るというように続きますので、やはり年代ごとの違いというのは出てくるとは思いますけれども、それほど人数が多いから、全員が多いかと言われると、少しそこは検証する必要があるかなと思っております。

【田中教育長職務代理者】

ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

はい。

【田中教育長職務代理者】

1点確認です。財団のはあれですか、ステージアップでしたか。

【小島中原図書館長】

ステージアップもそうですし、財団のホームページにも出ております。

【田中教育長職務代理者】

分かりました。では、また拝見して勉強しておきます。ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 3は終了といたします。

報告事項No. 4 八ヶ岳少年自然の家の再編整備について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 4 八ヶ岳少年自然の家の再編整備について」の説明を、生涯学習推進課担当課長、お願いいたします。

【柿森生涯学習推進課担当課長】

それでは、報告事項No. 4「八ヶ岳少年自然の家の再編整備について」御説明いたします。

5月16日開催の教育委員会定例会におきまして、「八ヶ岳少年自然の家の整備について」、御報告いたしましたが、その後、庁内調整の結果、ただいまお手元に配付している資料のとおり、今後、幅広く検討していくという方向性を明確にするため、一部修正の上、6月8日の市議会文教委員会に報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

説明につきましては、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、報告事項No. 4は終了といたします。

報告事項No. 5 令和4年度川崎市一般会計繰越明許費繰越額等の報告について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 5 令和4年度川崎市一般会計繰越明許費繰越額等の報告について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【鷹觜庶務課長】

それでは、報告事項No. 5「令和4年度川崎市一般会計繰越明許費繰越額等の報告について」につきまして、御説明申し上げます。

ファイルナンバー07-1「報告事項No. 5」のファイルをお開きください。

令和4年度川崎市一般会計補正予算におきまして計上いたしました繰越明許費につきまして、繰越額が確定いたしましたので、令和5年第3回市議会定例会に報告をするものでございます。

「1 繰越明許費繰越額」でございますが、こちらは、令和5年2月7日の定例会で御承認をいただきました内容の繰越額が確定したものでございます。

初めに、学校運営事業につきましては、令和5年度に必要となる特別支援学校の送迎用バスへの安全装置の装備に関する経費を令和4年度補正予算で計上したもので「306万円」を繰り越すものでございます。

次に、橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業につきましては、建築資材の調達の遅れにより、工期を延長するため、「5,033万2,000円」を繰り越すものでございます。

次に、日本民家園施設整備事業につきましては、想定よりも地下の配管が複雑であったことにより、工期を延長するため、「2,798万円」を繰り越すものでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策事業（学校用品）につきましては、令和5年度の市立学校の感染症対策に必要な衛生用品の購入等を令和4年度補正予算で計上したもので、「7,412万4,000円」を繰り越すものでございます。

次に、義務教育施設整備事業につきましては、令和5年度実施予定の事業を令和4年度補正予算で前倒しして計上したものや、入札不調などのため、「68億3,376万円」を繰り越すものでございます。

次に、高等学校施設整備事業につきましては、川崎総合科学高等学校の消防設備長寿命化工事について、部品の納入遅延等により、工期を延長するため「1,277万6,000円」を繰り越すものでございます。

次に、特別支援学校施設整備事業につきましては、中央支援学校高等部や大戸分教室の増築にかかる地質調査等について、入札不調などのため「2,305万9,000円」を繰り越すものでございます。

次に、社会教育施設整備事業につきましては、八ヶ岳給水設備改修工事等について、入札不調のため「3,344万円」を繰り越すものでございます。

次に、「2 事故繰越し繰越額」でございますが、義務教育施設整備事業につきましては、令和4年度に実施する再生整備工事を令和3年度補正予算に前倒しして計上し、令和4年度に明許予算として執行を予定したものの、設備の納入遅延により年度内の事業終了が困難となったため、「4,433万3,000円」を繰り越すものでございます。

なお、ファイルナンバー07-2「報告事項No.5」参考資料は議案書となっておりますので、後ほど御確認をください。

報告事項No.5、説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いをいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますか。

田中委員。

【田中教育長職務代理者】

御説明ありがとうございました。

この辺りの会計システム、詳しくないものですから、教えてください。

まず、入札不調とか、工期延長というのは、もうやむを得ないということで繰り越すというのは、よく分かるんですけども、例えば新型コロナウイルス感染症対策事業の場合、令和5年度

の市立学校の感染症対策に必要な衛生用品の購入等を、令和4年度補正予算で計上したということは、令和5年に使うことが決まっているものを、令和4年に計上して、あえて繰り越すということですよ。

【鷹嘴庶務課長】

はい。

【田中教育長職務代理者】

そうであれば、初めから令和5年度の予算で確保しておくほうが通常のやり方ではないかと思うのですが、なぜ令和4年度に確保していくのか、教えてください。

【澤登庶務課課長補佐・経理係長】

経理係長の澤登と申します。よろしくお願いいたします。

この件に関しましては、建築工事もそうなんです、実は国の予算の関係がありまして、国からお金が入るものになっております。

国のほうで、令和4年度でお金をつけますよという形で、お金がついたので、一旦令和4年度で計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

【田中教育長職務代理者】

分かりました。

【小田嶋教育長】

はい。よろしいですか。

【田中教育長職務代理者】

続いて、すみません。

その場合、令和4年度に使わなくても、国のほうとしては許容していただけるということでしょうか。

【澤登庶務課経理係長】

はい。それを前提に、国のほうも予算をつけていただいているという形になっておりますので、問題はございません。

【田中教育長職務代理者】

分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

芳川委員。

【芳川委員】

御報告ありがとうございます。

今の流れで確認なんですけれども、そうしますと、特別支援学校の送迎用バスの安全装置について、これも同じような理由で考えてよろしいですか。

【鷹觜庶務課長】

同様でございます。

【芳川委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか、ほかには。

それでは、報告事項No. 5は終了といたします。

報告事項No. 6 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 6 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【鷹觜庶務課長】

それでは、続きまして、報告事項No. 6「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」御説明申し上げます。

ファイルナンバー08-1「報告事項No. 6」のファイルをお開きください。

「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、御報告し、承認を求めるものでございます。

初めに、「1 臨時代理した事項」の「(1) 件名」でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」でございます。

次に、「(2) 内容」につきましては、「令和5年第3回市議会定例会に提出を予定する議案のうち、教育に関する事務に係る議案である「令和5年度川崎市一般会計補正予算」について、異議のない旨の意見を提出した」ものでございます。

次に、「臨時代理を行った日」は、令和5年5月26日でございます。

次に、「3 臨時代理を行った理由」といたしましては、令和5年6月6日開催の教育委員会定例会以前に、令和5年第3回市議会定例会に提出を予定する議案のうち、教育に関する事務の部分について意見を提出する必要があったことから、教育長が臨時に代理したものでございます。

それでは、「令和5年度川崎市一般会計補正予算」における、教育に関する部分について、御説

明させていただきますので、ファイルナンバー08-2「報告事項No. 6」資料のファイルをお開きください。

「令和5年度川崎市一般会計補正予算について」でございますが、教育費予算の補正額につきましては、「5億8,446万5,000円」を増額するものでございます。

補正予算の内容ですが、「1歳入歳出予算補正」でございますが、まず、図書館IT化推進事業費で「503万8,000円」の増額補正を行うもので、非接触・非来館型の図書館サービスとして試行的に導入した電子書籍を拡充するものでございます。

次に、学校給食物資購入費で、「5億5,413万8,000円」の増額補正を行うもので、物価高騰に対応するため、市立学校の給食物資購入費を増額するものでございます。

次に、学校防災機能整備事業費で、「2,528万9,000円」の増額補正を行うもので、耐震診断の結果、耐震補強が必要と診断されたことを受けて、耐震設計を実施するものでございます。

次に、「2 地方債（教育債）補正」でございますが、義務教育施設整備事業で「1,600万円」限度額を増額補正するものでございます。

「令和5年度川崎市一般会計補正予算」における、教育に関する部分についての説明は以上でございます。

なお、ファイルナンバー08-3「報告事項No. 6」参考資料は議案書となっておりますので、後ほど御覧をください。

恐れ入りますが、ファイルナンバー08-1「報告事項No. 6」のファイルにお戻りいただきまして、2ページ目を御覧ください。

令和5年第3回市議会定例会に提出される予定の、議案第112号「令和5年度川崎市一般会計補正予算」における教育に関する事務の部分におきまして、異議はないものとして市長に回答した文書でございまして、3ページ目には、市長が教育委員会の意見を求めた依頼文書を添付しております。

説明は、以上でございます。よろしくお願いをいたします。

【小田嶋教育長】

何か御質問等はございませんか。

よろしいでしょうか。ありますか。

【田中教育長職務代理人】

本題と外れるかもしれませんが、図書館のことで、ちょうど先ほど市立図書館の話が議題に上がっていたので、今、はっと思ったのですが、資料の8-2のところ、1番目、図書館IT化推進事業費とありますけれども、これ、市立の図書館ですか。

【鷹嘴庶務課長】

はい、そうです。

【田中教育長職務代理人】

学校図書館について、こういう、電子化をどの程度進めているのかなと思ひまして、それはこ

の場ではなかなか難しいですか、内容的に。

【鷹觜庶務課長】

申し訳ございません。それに関しては改めて。

【田中教育長職務代理人】

分かりました。では、また改めて質問します。

【鷹觜庶務課長】

申し訳ございません。

【田中教育長職務代理人】

ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

ほかによろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 6について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 6は承認いたします。

報告事項No. 7 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

細見教職員人事課長が説明した。

報告事項No. 7は承認された。

10 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これを持ちまして終了いたします。

(15時22分 閉会)